

外国為替管理のコントロールと

国際通貨基金協定加盟国の一般的義務（一）

——八条二項b節の Interpretation にみるその対応——

大 西 公 照

- 一 はしがき
- 二 加盟国の一般的義務、特に経常的支払に関する制限の回避に対する権限としての八条二項b節について
- 三 ヨーロッパ各国裁判所における為替管理と八条二項b節の取り扱いについて
——幅広い Interpretation を行なうヨーロッパ法廷——
- 四 ヨーロッパ諸国の外国為替管理規制法への対応
——相互依存関係にその特色をみる——
- 五 ニューヨーク裁判所における八条二項b節への対応
- 六 ニューヨークの外国為替管理規制法の取り扱い
——経済的、財政的センターとしての優越性——
- 七 むすび

I はしがれ

条約法上、条約を分類し、⁽¹⁾二国間 (bilateral) と三ヶ国以上、十数ヶ国を当事国とする多国間 (multilateral) とに区別し、それぞれ二国間条約と多国間条約とを形作らせてくるのを例とするが、その外に、一国間 (unilateral) と、大体八〇ヶ国から一〇〇ヶ国以上の当事国 (parties) とする超多国間条約 (trans-multilateral) を出して嵌めてみるのが最近の動向。勿論一国間条約に宣言や「一方的申し入れ」が入るし、超多国間条約の当事国数にも、その拘束力を巡り、窮屈的にその法的性格の有無で大いに異論はあるとして、大体一六〇から一七〇〇近い加盟国をと欲張る意見も出始めている昨今である。

またそれら条約の法的性格 (legal nature) を追究し、当然、そこに拘束力の如何、地域性か、グローバル的か、加盟への解放度、如何ほど政治、宗教性を包含しているか等々侃々諤々の議論が展開されており、筆者もその中にかなりの論文を提供して来たつもり。

ところで、ここで簡単に超多国間条約と云うが、その主対象となるのは、何んのいふはない国連憲章五七条で示す専門機関 (specialized agencies) の一六個の政府間機構の謂 (たゞ) いに外ならず、その法的性格として政治、宗教色を抜いた、経済、社会、文化教育、保健等の分野を取り扱う、加盟国一〇〇ヶ国以上の条約のことである。⁽²⁾

二一世紀の国際法は、その主対象を第三の国際法と云われる超多国籍企業の働きに振り、この超多国間条約の跳梁する社会であると規定する学者もいる程。⁽³⁾

このことはその一角を構成する国際通貨基金協定の働きにその焦点を当ててみた。

とにかく国際平和とは、この専門機関の縦横に綾なす社会を意味する」とは論を俟たず、具体的には一ドルが何円、何マルクとかの Float System (変動相場制) の維持に外ならず、更にその決定も Theorie der Kaufkraftparitäten (購買力平

(⁴) に該当しなければならぬ。

そうして一連のベースが、現代の国際社会で、如何に国際多様化時代とは、え、国際通貨基金協定、とりわけ八条一項の Interpretation の取り扱いにかかるところである。ある一面からすれば好意的である。

一九四五年の七月一日から七月二十一日とかセントルイス、ブレトン・ウッズに於いて開かれた国際通貨基金会議(United Nations Monetary and Financial Conference) が開催され、国際連合の参加(participation of leading state) を得、国際通貨基金協定と国際復興開発銀行協定(Agreement of International Bank for Reconstruction and Development) が採択された。このうち、国際通貨基金(International Monetary Fund) のみが開設された。

この協定は、加盟国の裁判所にて為替管理(Exchange Control regulation) の取り扱いや統一するルールが規定された。

ルールは、八条(加盟国の一般的義務) 一項の如く、

加盟国通貨に關する為替契約は、この協定に合致して存続され、又は設定期間の加盟国の為替管理に関する規制に違反する場合は、当該の国に加盟国の領域に於いても強制力を持たない。

ルール。

この規定は、私的な当事者に為替管理を侵害するのを防ぐためのものだからだ、他の非加盟国の合法的為替管理の失敗から全加盟国を予防するルールを意図したもの。八条一項とは基本的に、利害関係国の為替管理を侵害するところの合意によって成立した示談の強制力を禁じるものである。この規定はまた損害賠償金や強制に関する訴訟や、強制執行付の当事者の一方によって被告として法律に訴えられるように意図され、然もそれは屢々訴えられて来てゐるといふ

るもの。もし八条二項b節が適用され、契約当事者の義務が外国為替管理法を侵害した時には、裁判所は契約当事者の非履行に対する履行 (performance) や損害賠償の仲裁判断 (award damages) を命令する」とが出来なくなるのである。⁽⁶⁾

議論としても、八条二項b節は私的な契約当事者の権利や債務を明確に取り扱う国際通貨基金協定の最も重要な規定であると見える。それ自体で、最も法廷論争に富む規定となっているのである。とにかく尖鋭的な Interpretation の差異が、その用語の正当な解釈と私的法律行為の効果を廻って惹起して来ているのも事実。

この研究は、他国の為替管理が八条二項b節の適用、不適用を通じて、裁判所側が如何に取扱つて来ているかを追究したもの。換言すれば、八条二項の幅広い解釈をめぐり、ヨーロッパ大陸法廷で採択されたものや、英國イングランド裁判所により発展して来ている中間的折衷見解、更にニューヨーク法廷により支持されている幅の狭い適用を記述したものである。⁽⁷⁾ それにこの研究は、何故に裁判所が、為替管理の承認レート変更につながる異なる異なった解釈を容認し、又これらの異なった解釈が、実務家 (practitioner) の上に、どのような影響力を及ぼすかに関し、その基本政策となる理由の如何を論じてみたもの。又そうする以上により八条二項の裁判上の統一的適用の発達の見込みをも鳥瞰してみることにしたい。

二一世紀は、国連憲章の規定するように世界の平和と安全を基本目的とするといふら唱い上げてみても、そのベースは、依然として憲章発足以後急速に発展した來た、いわゆる多国籍企業のコントロールを除外しては容易に成立し得ないのは自明の理。マルクスは一八四八年、共産党宣言を出し、その中で二〇世紀にヨーロッパを彩る巨大なモンスターの存在を予知し、それは資本主義、共産主義の出現であると説いたが、筆者もこれに傍い、二一世紀を彩るであろう全世界の超モンスターとは超多国籍企業の跳梁であることを指摘したいと思う。

そこで、日本では、その本質を探る一環として、すでに国際通貨基金協定の中に盛り込まれている、かなりの強制力を持つたとされる八条二項b節にその分析を施してみた。

何故なら、多国籍企業の活動の根柢に、為替変動相場制の柱があり、具体的にはドル、円、マルクの相場を、どのハイペー^レルのものとして決定するかのマルクマールの設定があるからに外ならない。八条二項七節は、それがどのようだ國連にたどりのなのであらうか。

(一) 大西公照 条約の本質とその法的性格(1)……ケース スターティングの統一法規の展開 高田源清編 武市都立商大学長古稀論文集

(2) 大西公照 条約の本質とその法的性格(2)……ケース スターティングの超多国間条約の展開 (法政論叢 1回号)

(3) 大西公照 ケース スターティングの多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ(2)……一九八〇年米英課税条約と重課税の問題と関わる考察 (有斐閣)

(4) 購買力平価説 (théorie de la parité des pouvoirs d'achat, theory of purchasing power parity) ポカッセルが一九一六年三月 Economic Journal を発表したのが始まりが、その翻訳 Money and Foreign Exchange after 1914, 1922. は笠井正範氏が富文堂からの翻訳で、Keynes の A Tract on Monetary Reform, 1923. (原題同上、訳出者、和波) A Treatise on money, 1930. (原題山川鉄説) があつて、日本では篠原川平出、奥野山川鉄出がその先駆となる。

（5） 延々と Exchange Contracts which involve the Currency of any member and which are Contrary to the exchange Control

regulations of that member maintained or imposed consistently with this Agreement shall be unenforceable in the territories of any member. Williams John S., Foreign Exchange Control and the New York Court of Appeals: 9 Cornell Int'l Law Journal 239 (1976).

(6) Baker, Enforcement of Contracts violating Foreign Exchange Control Laws, 3 Int'l Trade Law Journal, 247 (1977). (専名 Univ., of Maryland J. of Int'l & Trade)

(7) Williams, John S., op. cit., p. 360~4, note 3.

(8) リバーナーの第一の憲法は、訴訟の争点は同一法廷が国際貿易の財政センター所在地にあるので、八条二項七節の適用されぬと該論理は如何の裁判所も争ふことないと思ふ。

II 加盟国的一般的義務、特に経常的支払いに関する制限の回避に対する権限としての八条二項b節について

（1） 国内法裁判所が正規にそれぞれ国際私法のルールによるあるいは外国法の適応性を分析しているのは屢々散見されるところ。裁判所はまず第一に、外国の法管轄権が彼等の法律を適用するに当たり法律行為権限授与書 (the transaction to warrant) を伴なう法律的要件を充分に満たした接触を保っているか、どうかを、更に第二として、若し外国法が、法廷地法に由りて公共政策（公序）を侵害して適用されている場合について、そのいずれのケースをも判決せねばならない事である。国際通貨基金協定の制定に先んじ、裁判所は屢々、此の分析を適用しつゝ他国の為替管理規制の発効することを拒否して來ている。概して裁判所は為替管理規制が国際的承認を得られなかつたとの原則に接近して來ているとも言えよう。為替管理の適用は、時として、その規制が法廷地の公共政策（公序）に反していたかどうかと詰らうとを發見する」とによつて避けられて來たのである。そしてこの場合その規制とは罰金か、没収 (Confiscatory)、又は法廷地法の適用されると意味していた。

（2） 国際通貨基金協定の八条二項b節は、外国為替管理法律行為をコントロールしようとする他国の試みを無視し終熄させねじ」と意図していた。何故なら国際通貨基金協定加盟国は、加盟国自身、110条a項、「この協定の各署名政府は、その国内法 (domestic law) に従つてこの協定を受諾したこと及びこの協定に基くすべての義務を履行する為」 (carry out [under their domestic laws] all of [their] obligations under this Agreement) の規定に拘束され、彼等加盟国は八条二項b節のルールに従つて行動すべきだとしだる。現実には多くの国、からわけ超多国籍企業学者、この大陸も含め三发达国家の多くが、日本の国際通貨基金協定八条二項第一文に、立法上の措置を行ない、国内法上の満足な法的強制力を与えている。然し乍ら多くの加盟国は同協定一八条a項で「この協定の規定の解釈について

加賀國との基金との間又は基金の加賀國相互の間の争いを議議せ、別紙に記載して解決せよ…… (any question of interpretation of the provisions of this Agreement shall be submitted to the Executive Directors for their decision)」たる規定を援用し、八条一項b節の適用の決定に対し充分なる寛容を示してゐる。国際通貨基金協定の理事が、協定本文の意味と法廷地法に関する八条一項b節の効力遡及 (relationship) を interpret に於ての権限を持つてゐるのである。

」の権力に従つて、国際通貨基金の理事が「加盟国の国内法の効果的役割り」を演じる強行不能の原則（principle of unenforceability）に言及している八条二項b節の契約規定の変更可能の解釈を承認しているのである。その解釈には、国際私法に関する八条二項b節の効力遡及に関する11つの重要な原則を明示している。まずその第一としては、この規制が「法廷地法の公共政策（公序）に反する」〔Contrary to the public policy (*ordre public*) of the forum〕から根拠に立つ。加盟国の「裁判上の、あるいは行政上の政府機関」は「国際通貨基金協定と一致して保持され、課される」他の加盟国の為替管理規制を却下することは出来得ないと言つ」とである。その第二に、これらの政府機関は、「法廷地法の国際私法の下で、為替管理制度が法の下で保持され、課されるといふの法律は為替管理契約やその履行（performance）をガヴァンする法ではない」との根拠によつても、他の加盟国の為替管理の適用を拒否する」とが出来ないと言つ」とである。かくして、八条二項b節は、通貨が、通常適用される国際私法ルールに包含されていふといふの所在地の法に二重に課される（⁽⁴⁾）ことになる。

此の、あることは他の国際通貨基金協定の解釈が、加盟国の裁判所や行政政府の機関を拘束するが、どうかいつこじは大いに議論のあるところ。ある学者、例えば「ハーレー」なんかは、八条の示す理事の解釈は積極的に加盟国の法廷裁判を拘束するといふ立場を取る。ハーレーは、これがのケース、例へば FCC (Federal Communications Commission) より前の行政訴訟手続きを要する IBRD (International Bank for Reconstruction and Development) & IMF

外国為替管理のコントロールと国際通貨基金協定加盟国の一般的義務(一)(大西)

(International Monetary Fund v. All America Cables and Radio Inc.,) ベース、等を含む出の紹録を基礎づけてゐる。そのケースには国際通貨基金協定九条七項の Interpretation が含められてゐる。ヒューリック被告の電信会社は、国際通貨基金協定の規定の Interpretation が、紹録を述べたものでないことを反駁し、その結果 FCC を拘束しないと断定した。その委員会は、

国際復興開発銀行と国際通貨基金協定の本文に記載のとおりで、IJG Interpretation が、効果上於いて最終的なものである……、合衆国政府は、その故に専務理事の Interpretation による判断をねねておらずして、国際的義務の下にやれと一轍として行動をねねつておらぬ。

と述べてゐる。

この紹録は合衆国が国際通貨基金協定の基金条項を承諾した時、その条項に法律として発効を與へるといふの米連邦議会の法律行為により、明確に行政協定 (Executive Agreement) になり発効したりと承認されたと當り事実から生じている。行政協定は本来、条約のそれと同等の正統性にたつ権限を持っておりアメリカ連邦憲法の四条二節によつて明示的に連邦法となつてゐるものの、IJG の基本原理は統制委員会を開催する前にも、裁判所や訴訟手続きに於ける法律行為の両方に適用される。

リューマーク紹録院が Banco do Brasil v. A. C. Israel Commodity Co. ケースで国際通貨基金協定八条二項二節に關する国際通貨基金の Interpretation を闇に言及してゐる。それには、八条二項二節は「ラジルの為替管理規制を避ける為の共同謀議に関する損害請求の基礎とはならぬ」と判決してゐる。裁判所は「加盟国が為替管理を侵害する契約の利益

を確保する司法上の援護措置を差し控える義務⁽⁶⁾の中で発見される非強制の意義に関する国際通貨基金協定八条二項 b 節の国際通貨基金側の Interpretation は、完全に、それ等を実行するところの人々の不法行為にペナルティーを課す義務を暗に含むものではなし」との点を引用している。裁判所はそれは国際通貨基金協定八条二項 b 節の国際通貨基金側の解釈によつて拘束されていた点を指摘し、その故に原告に対し肯定的な救済を与えるとはしなかつたのである。裁判所はもともと国際通貨基金協定八条二項 b 節によつて拘束されないし、その故に原告に対し肯定的な救済を与えることが出来ないといふことを申し添えている。⁽⁷⁾ 一方のヨーロッパ裁判所は、又彼等が国際通貨基金協定八条二項 b 節の国際通貨基金側の Interpretation によつて彼等自身拘束されるものと見做すとの点を明らかにして來ている。⁽⁸⁾ 更に英國イングランド法廷が国際通貨基金の Interpretation によつて拘束されるか、どうかについては大いに議論の対象となるところとしているのは注目に値する。特別裁判所の見解が何うであろうと、何の論争もされないままにすでに三五年以上も成立していたのであるから理論は別として実際には、この国際通貨基金協定の Interpretation が最終のものとなる。

裁判所が存する限り、法廷は原則として国際通貨基金協定八条二項 b 節の、 Interpretation 「裁判所は……彼等が法廷地裁判所の公的政策（公序）と対立する立場に立つて、他の加盟国の為替管理の承認を拒否をすることとはあり得ない」との国際通貨基金協定の陳述の意義を以つて、全く不明確であるものをまで拘束力のあるものとしてこれを卒直に受け容れるとは出来ないのである。アメリカも、ヨーロッパの法廷も、両方ともに、注釈学者（コンメンティター）を含め、共通してそのコントロールが国際通貨基金協定と一貫して保持され、課される限り功を奏する」との出来る承認に反対するいかなる公共政策（公序）も存在しないとの見解を支持して來ている。然し乍ら注釈学者の中には八条二項 b 節で、公共政策（公序）が問題点の多い為替管理の承認により更に法律違背を重ねてゆくとは疑問だとして優先事実認定 (*a priori* finding)だけを規制するなどが出来るとして承認して來ている者もある。とにかく国際通貨基金協定は、裁判所に、惹起し

たケースで裁判官の考えに背く判決に到達させようと強制する為の規定は努めて持たせないようにしている模様。その結果、裁判所は法外の、とんでもない特殊なケースでも八条二項b節の適用にも拘らず、公共政策（公序）のベースに立つ為替管理を承認することを拒否して来ているのである。

法廷地法ではむとむと法の選択ルールや裁判上の公共政策（公序）によって決定される成り行きと反対の結果に到達せらる目的で八条二項b節を適用して来ているのであり、その訴訟の主たる争点は、それら規定が適用される契約のタイプのみを示す為替契約（exchange contract）の定義に費されて来ているのが実情。そもそも為替契約なる用語は初期は八条二項b節の見解の定義のみに終始していた。何れにしても強制力を模索する当事国は訴訟行為の争点は為替契約ではないという点を議論する」とによりその規定の適用を避けることを試みよるとしてゆくに違ひない。

加盟国の裁判所は、**国際通貨基金**の理事がその用語を絶対に Interpret しようとしているので、加盟国の裁判所自身で、全く自由に為替契約の意義を解釈して来ている。注釈学者（コンメンティター）によつて支持され、異なつた国々の裁判所で支持されている定義は、共通して次の二つの語彙に落ち着いているようである。それは、①数少ない契約を取り巻くところの用語の厳密な、遂語的 Interpretation、②殆んど全部の超国家的契約に含まれるところの幅広い読み、の二つである。

殆んどの裁判所は、彼等が選択する Interpretation について、全く絶無に近いが、そうでなければその根本的理由の不 在について言及している。多くのコンメンティターは、単に彼等の Interpretation とその適用をアナウンスするだけで、コンメンティターとして一つの問題を乗り越えて、その法的理屈や政策を供給する」とをなおぞりにしてくる。これはウイリアムズ教授とゴーリー教授の夙に指摘するところ。注釈学者（コンメンティター）は共通して八条二項b節を分析し乍ら国際通貨基金協定の觀点に立つてその規定の適用に焦点を当てる考へて來ている。彼等は、**国際通貨基金協定**の草案の意図、

Travaux Preparatoires の内容、同一條に陳述されたる國際通貨基金協定の目的^(o)、八条11項b節の本文、同八条の残余部分の文脈上の示す規定、更に同協定の外の規定について論じてある。然し乍ら註釈学者は何時も、決まりて国内法裁判所が、遠近画法的見地からの規定を Interpret して適用するべきと解する、その遠近操作法を無視してかかいでいるのが通例である。例え裁判所が、彼等の Interpretation の背後にゐる国内政策に觸及しなくて、国内的には IMF が八条11項b節の適用を意図したとしても関係なく、多分に裁判所が他国の為替管理を承認するのを欲した程度の影響力を必要とするに違ひないであら。

とにかく、國際通貨基金協定八条11項b節が、国内法上の拘束力をどう持つかに就て、その Interpretation に関する、ヨンメンテーターが、序題上からみのふたつに亘りした起義のたとえ施やいふが理あるべし。

云ひながら、ハレムの虐や、アドリ Francis Bacon (1561-1626) が、その著、 Novum Organum Of Studies で to make Judgment wholly by their rules is the Humor of a Scholar (何が何でも過去から来る學問の法則に沿て嵌めてみて判断をする) と云ふのを學者の謔である) と點破してゐる。ハーメンテーターによれば、経験から来る法則にあり、あなたとの一方的批判のみで、自分の立場をやむの場合が多く。

然しその超多国籍國際企業の膨張化社会で、國際通貨基金協定八条11項b節の拘束力と、それが他の国内法裁判所ぐる比較法的影響度、更にその大前提となる Interpretation のルーベン・ドールが置かれてゐる点も併せてはなるべく。

(o) Mann, F.A., The Legal Aspect of Money (1982), p. 408-24. Dicy, Albert Venn, & Morris, J. H. C., A Digest of the Laws of England with reference to the Conflict of Laws, 10th ed., (1980), p. 379-83.

(o) Mann, F.A., op. cit., p. 401-2.

(o) Apr. 27, (1970), Bundesgerichtshof G. H., 23 Neue Juristische Wochenschrift [NJW] S. 1507-8.

- (4) Gold, J., The Fund Agreement in the Courts-XIX, 31 IMF staff Papers p. 179-90 (1984).
- (5) All America Cable & Radio, 17 F. C. C. Rep. p. 466-7. 〔この報道は兩側の国務省が「アーティスティック」の名前で、公表された。〕
- 〔「アーティスティック」の称號が取れ込んだ。〕
- (6) Israel Commodity Co., 12 N. Y. 2d p. 376, 190 N. E. 2d p. 239 N. Y. S. 2d p. 874.
- (7) De Boer, Widow Moojen v. Von Reiehert, June 20, (1961), Cour d'Appel, Paris, 51 Revue Critique de Droit International Privé [R. C. D. I. P] 67 (1962), 89 J. Droit Int'l 719 (1962), 47 I. L. R. 46-50.
- (8) Mann, F.A., The private International Law of Exchange Control under the International Monetary Fund Agreement, 2 Int'l & Comparative Law Quarterly, p. 97, 104.
- (9) 國際通貨基金協定の目的
- 1) 國際通貨問題に関する協議及び協力のための機構となる常設機関を通じて、通貨に関する国際協力を促進する。
 - 2) 國際貿易の拡大及び均衡のとれた増大を助長し、あるいは経済政策の第一義的目的たる全加盟国の高水準の雇用及び実質所得の促進及び維持並びに生産資源の開発に寄与する。
 - 3) 為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある為替取引を維持し、及び競争的為替減価を防止する。
 - 4) 加盟国間の經常取引に関する多角的支払制度の樹立と世界貿易の増大を妨げる外國為替制限の除去とを援助する。
 - 5) 適切な保障の下に基金の資金を加盟国に利用せしめ、したがつて国内的又は國際的繁栄を破壊するような措置に訴えねばならぬ。
 - 6) 前諸号に従つて、加盟国間の國際收支の不均衡の持続期間を短縮し、且つ、その程度を軽減する。
- 基金は、いかなる決定をすればよいかも、本条に掲げる目的を指針としなければならぬ。
- (10) ハートは歐、英、紐育間における、それぞれの裁判所での八条11項の適用の差を分析したので、四箇の「かみなし議」へ及くべし。

III ヨーロッパ各国裁判所における為替管理と八条二項b節の取り扱いについて

——幅広い Interpretation を行なうヨーロッパ法廷——

裁判所は「為替契約」の特殊な定義の受容に於いてだけではなく、然もまた国際私法と公共政策(公序)に対する八条二項b節の効力遡及に関する国際通貨基金協定の Interpretation の接近と云う二分解釈に傾いて来ている点を見逃してはならない。とにかくイングランドとニューヨークの裁判所は全く似通つたアプローチをしているが、一方でヨーロッパ法廷は八条二項b節の適用に関し異なつた態度を採用して来ていると云ふのである。

ヨーロッパの裁判所は公共の政策(公序)及び法の選択論争の両方ともを拒否することにより、更に「為替契約」の幅広い定義を受容する」と云つて、八条二項b節の適用に対し最大の実効力を与えている。学者はこの「為替契約」の幅広い定義はその用語の正当な理解であると主張している。⁽¹⁾この見解は「法廷地の為替の方策に影響を及ぼすあらゆる手段で」これらの契約に關し「為替契約」の語義を明確にしているのである。為替契約とは、経済的な感覚で、外国為替、他の国際的留保の総量や、流通貨幣を含めその法廷地のコントロールの下で、増減する時に実施されるあらゆる契約のことである。この定義には居住民から非居住民への株の移転の為めの売買契約を含め、通貨交換の契約、製品やサービスの売買の為の超国内的な契約、更に国際的賃貸し契約をも包含する。この提案された Interpretation は国際通貨基金協定の第一の目的「国際通貨に関する協力を促進し」と一致するものである。此の幅広い定義の受容はそれが「為替契約」として定義されたお陰で、より多くの契約が八条二項b節の範囲内で落着した為に、為替管理が非常に多くの範囲で多数承認される結果を招來する。

更に「為替契約」の幅広い解釈の採択に加え、ヨーロッパの裁判所は、被告によつて為替管理のコントロールが強制的

訴訟手続きに關し法廷の公共政策（公序）と対立したとして、主張された論争を明白に拒否して來てゐることを物語つてゐる。尚その上にヨーロッパの裁判所は、法廷が、法廷自身の法や、法律行為に適用される第三国の法律の故に外国為替管理の制限を無視すべからざる論争を却下し続けて來てゐるのである。然し乍ら、多くの判決は国際通貨基金協定八条⁽²⁾第一項b節の Interpretation に言及していないのが現状。いくつかの一般的の国家が、法廷地裁判所の公共政策（公序）と調和すべき規制を見出す必要のない代りに、一方でそれ以外の國も裁判所の公共政策（公序）には言及していないと云つた具合である。煎じてみると、ヨーロッパの裁判所は他国の法廷地の為替コントロールを、いづれか一方の処理方法の下に承認して來てゐると尽きるようである。

西ドイツの Clearing Dollars ケース⁽³⁾ではヨーロッパ裁判所の自由待遇の代表問題が取り扱われている。このケースでベルギーの被告は支払い可能なベルギー西独手形交換で千キログラムに付きアメリカ手形交換四六ダラーの値段で、ドイツ人原告から化学製品を買い付ける契約をした。被告がベルギー法の下で要求される輸入許可証を得ることに失敗した為、その契約の履行を拒んだ時に、原告は裁判に訴えた。ベルギー側の被告はこの契約はベルギー為替管理法と衝突する輸入許可証の欠如の故にその実施が不可抗力であつたと抗弁した。

裁判所は八条第一項b節について、これを几帳面に強制しないとの判決の上に立ち、「為替交換契約」の幅広い Interpretation を採択した。裁判所はこの件につき、「現在の購買契約は、もしその購買条件が満足に充足されなかつたら、加盟国、例えばベルギーの外國為替保有やその通貨にまで累乗してゆくことになる」と述べてゐる。

このケースはまた国際通貨基金協定八条第一項b節と国際私法の間の効力遡及に關する国際通貨基金側よりする現在までの最も権威性に富む Interpretation の一番明瞭な適用ではあつたと言えようかと思う。裁判所はベルギー為替管理令を八条第一項b節により「ドイツ国際私法の下にガヴァンする法のあらゆる議論を越えて承認した。かくしてドイツ裁判所は訴訟

の争点となつた契約の事実認定で、これが実施不可であるとし、八条一項 b 節に満足な自由解釈を与えたのである。

八条一項 b 節の Clearing Dollars Interpretation ケースはドイツ最高裁によつて承認され、拡大された。一九七〇年、ドイツ連邦最高裁は「為替交換契約」の幅広い定義を採用してゐる。然し同じ裁判所でも、一九七一年に国内法上の公共政策（公序）は国際通貨基金協定八条一項 b 節の及ぶるべくでは外国為替管理令に關し全判事出席の承認と迄はゆがなかつたからなのもあつた。⁽⁶⁾ いずれにしてかドイツは、大局的にみて、他国の法廷地為替管理令を、よりスムーズな受容を結果する八条一項 b 節の幅広い解釈に向ひて、着実に発展して來ているものとみてよいであらう。

フランス裁判所は *De Boer, Widow Mojen v. Von Reichert* ケースを、同様なリーディング・ケースとして採択してゐる。⁽⁷⁾ このケースにはオランダでの判決のフランス裁判所に於ける行政執行を獲得しようとして Mojen 出の未亡人によつて起られた訴訟も含まれてゐる。オランダでの判決は、申し立てによると、オランダ国籍である Mojen 出による財産譲渡は、フランス法人の株式配当金をドイツ市民である Von Reichert らんく贈るゆので、それはオランダ為替管理法を侵害しているが故に無効であると宣言したものである。⁽⁸⁾ この為替管理法は彼等が外国財産を処分する前に、オランダ住民としての認可証を獲得すべしことを要求してゐる。

裁判所は必ず第一に、八条一項 b 節の最初の条文は国際私法の伝統的ルールを特別に引き渡してしまつたものであると指摘した。八条一項 b 節は、国際通貨基金の加盟国の為替管理で、法廷地の国際私法の下で契約が加盟国の法システムでガヴァン出来るかどうかとは関係なく無条件で承認をねぐれると法的に要求してゐるものなのである。⁽⁹⁾ それで裁判所は、為替管理令の本文と国際通貨基金の Interpretation の両者を論じた後で、次のように宣誓してゐる。

「これらの本文から結果を除く」とせば、裁判所は、これ等の大ハッダ裁判所が、トーハクの国際公共政策（公序）と違背し

たり、あるいは外国の裁判所が、「ラ・ハスの国際私法のルールを守る」とを怠つたりする「もれ」の根拠の上に立ち、オランダの為替管理法に立脚するこれ等オランダ側の判決に対する如何なる法律上の効力をも否定する事が出来ないと言つゝである。⁽⁹⁾

裁判所は、裁判所独自の分析が本訴訟の争点と同じ傾向であったが為に、オランダの為替管理令がフランスの公共政策（公序）と両立するか、どうかと云う分離判決をする必要性を見付け出すことが出来なかつたのである。

同様のケースで、フランス裁判所は、また「為替管理契約」の幅広い定義を適用している。それにはある「為替管理契約」は他国のある通貨の為替契約を必要とはしなかつたと判決している。この場合、むしろ、一つの契約は、もしそれが加盟国の為替管理方策に影響を及ぼす場合には八条二項b節の中で落着さすぐだとしていることである。フランスの最高裁 Cour de Cassation ケースでは、後程、この「為替管理契約」の用語と同じ幅広い解釈を支持している。かくして、フランス裁判所は、ドイツやルクセンブルグの法廷による判決と一致した立場をとつて來ているのである。

ヨーロッパの裁判所は、それが他の国際通貨基金協定加盟国との為替管理法を侵害する契約と考えられる場合、これらの管理法を承認することに賛成する立場をとつて來ている。裁判所は、八条二項b節の適用を積極的に進める為、三つの方法を可能な範囲で最大限に明示して來ている。その第一が裁判所は外国の為替管理令の承認を防禦するが如き法廷での公共政策（公序）を守らせる」と拒否し続けて來ている⁽¹⁰⁾。第一に、裁判所は、法廷地の為替管理、そしてそれは法廷地のものではない規制が侵害され、法律行為がガヴァンされるところを発見しようとする伝統的法選択の分析を適用して来ていないと言うこと。第三が殆んどのヨーロッパ裁判所は「為替管理契約」の幅広い Interpretation を受容して來ており、その故に、出来得る限り多くの契約に対し八条二項b節を適用している点である。

国際通貨基金規約の八条11項の締結は、即ちハノバの法廷が、日本を含む、Interpretation を施してこのを争ふなどである。

日本が取る立場、仮に限らず、大概の意味でECO各國が戦後、米・日の名題に挿入され、経済的立場の調整並にその実現のための機関として設立された、米の立場な運用を取る機関と日本の立場の政治的な考慮を外にしてない点を理解するにいたる困難である。

勿論、想、仮に日本も、その他の法廷裁判所、その他の公共政策（公序）は連邦や他のものよりは、断固として拒否されるが、ただ単に想、仮の国際私法、特にその他の法例を知らぬが故に結果ある効果にてばれずと申ねば、Interpretation を取るに至る點である。加盟国の場合は、想、仮の他の他の法廷に及ぼす影響度に依り、たゞ、仮にかく八条11項の母で解決が得られるとするが、想、仮の1章11条の條項のInterpretation に於ける彼等の基本的態度が問題となる。

- (一) Gianviti, Par François., Le contrôle des changes étrangères devant le juge national, (suite et fin), 69 R. C. D. I. P. 659-674 (1980).
- (2) Société Filature et Tissage X. Jourdin v. Époux Heynen-Bintner, Feb. 1, 1956, Tribunal d'Arrondissement de Luxembourg, [1957] Pasicrisie Luxembourgeoise 35, 22 I. L. R. 727; Moojen, 51 R. C. D. I. P. 67-89 J. Droit Int'l 719-725, 47 I. L. R. 46-50.
- (3) Dez. 28, 1954, Bundes Republik Deutschland, Landgericht, Hamburg, 22 I. L. R. 730.
- (4) Apr. 27, 1970, Bundesgerichtshof, G. H., 23 NJW 1507-8 (1970).
- (5) 102 Die Deutsche Rechtsprechung auf dem Gebiete des Internationalen Privatrechts im Jahre [IPR spr] 33 (1970).
- (6) Feb. 17, 1971, Bundesgerichtshof G. H., 24 NJW 983-5 (1971).
- (7) Jun. 20, 1961, Cour d'Appel, Paris, 51 R. C. D. I. P. 67 (1962), 89 J. Droit Int'l 719 (1962).

(∞) Moojen, 51 R. C. D. I. P. p. 68 (1962) 47 I. L. R. p. 47. (*revue critique de droit International privé*).

(9) Moojen, 51 R. C. D. I. P. p. 70 (1962).

(10) Cour de Cassation は Paris Cour d'Appel が日本法人と定期預金アカウントの開設と代理権を有する代理人との間の契約と履行能力を持たない人を拒否した確定ケース。判決文は Mar. 7. 1972. Cour de Cassation, 53 R. C. D. I. P. p. 486-91. (1974) は所轄区域。

(11) いのケースは Emek v. Bossers & Moutthaan, Interpretation 判決は 1951 年五月九日、オランダの「為替契約」の争では最も幅の狭い Interpretation が適用されたヨーロッパに於ける唯一のもの。

四 ヨーロッパ諸国の外国為替管理規制法への対応

—相互依存関係にその特色を見る—

多くの八条一項 b 節の適用の interpretation のケースで、裁判所よりする規定の判読を擁護するケースが一一つだけ表わされている。いわゆるケースの一つが、ヨーロッパ ⁽¹⁾ ケースで、後の一つが英國 ⁽²⁾ ケースであり、基本的基礎原理として國際通貨基金協定の目的について異なった言及をしてくる。裁判所はどくやく法廷地裁判所の政策上、彼等に特別に適用する必要を嫌うところにも見えるのである。彼等はそれ自身の地方的需要によどくして Interpretation を立脚する各法廷地の正当性を承認する必要としないのかも知れない。それは多国間条約における規定の複合的数多くの Interpretation を許すことを同一義なのである。それなのに、人は裁判所に対し、如何なる地方の政策が、八条一項 b 節に対し与えられる特別の取扱いを選擇すべきかについてリードされないとだと推測しているフシがあるのである。

ヨーロッパ ⁽³⁾ ケースの大多数で、かなりの西ヨーロッパ國の裁判所は他國の為替管理法を大幅に承認して來ている。他のケースでもヨーロッパ裁判所は、主たる貿易パートナー、日本の為替管理令を顧慮しているのも事実。これらのケースの多くには、EEC の一員である、例えその管理が複雑であっても、これらの裁判所が加盟国と協同で稼働するプレッ

シャーを感じるかも知れることを示唆しつゝ、他の加盟国のコントロールを援護することをも含んでいたのである。尚、その上にドイツ裁判所としても、外国の為替管理が屢々その地の法廷地国⁽⁵⁾でその法制が制定されたものと全く似通つた効果を与えることを承認して来ているのである。

ヨーロッパ諸国の経済的な相互依存は、また他国の為替管理を尊重しようとする彼等の積極性とも説明できるであろう。何故なら為替管理令は屢々、正当な決算事項に課税したり、更にヨーロッパにおける一国の不均衡決算が他国の経済に影響を及ぼしたりもするので、もし裁判所が為替管理令の逃避を防いだ場合、あらゆる国に利益を齎すことになるからである。**国際通貨基金**の「国際貨幣協力」と云う最終ゴールへ向つての Mojen 裁判所の特惠優先権は、このヨーロッパ政策（公序）のあり方をよく説明していくと言えそう。

また、インドネシアの為替管理に対するオランダの取り扱いを含む二つのケースでヨーロッパ裁判所の判決に基づきおことこころの外国政策（公序）的理論を援護したものがある。それとはインドネシアがオランダにその独立の為に譲渡された直後は、オランダとインドネシアの間はまだ緊密な経済的権益で完全にリンクされており、その為両国間には相互互恵関係があり、これがヨーロッパ内の協力よりも大であったのは当然である。ところが一九五五年に Frantzmann v. Ponjen⁽⁶⁾なる紛争から惹起したケースで、オランダ裁判所は八条二項b節に従うことを決定し、インドネシア為替管理契約が侵害されたとして発効させることを拒否した。然もなお、この期待もこれらの国の経済的、外国政策（公序）的協力の停止について一応終了する。

インドネシアは、一九六〇年に、あらゆるオランダ所有の企業を、賠償なしで、国有化した。この国有化宣言に続いて惹起したケースは、*Indonesian Corp. P. T. Escomptobank v. N. V. Assurantie Maatschappij de Nederlanden van 1845*⁽⁷⁾なるものがある。ソシエオランダ最高裁は、インドネシアのやつていることはオランダの公共政策（公序）に反する

としてあくまでその国有化宣言に効果を与えるインドネシアの為替管理令を承認しようとはしなかつた。そして、裁判所はいりや、次のように宣言した。

オランダの公共政策（公序）は、オランダの利益を侵害するものとして法制化された外国の手段を黙認するには出来ない……。IJの国に法的効果を許されると公オランダの共政策（公序）は……更にまたこれらの譲渡の法的有効性に対する障害を形成しようと/oruイハムネシアの為替管理制度の規定を遵守するとの失敗の受容を承認するには出来ない⁽⁸⁾。

かくしてオランダの最高裁は、数年前まで他のオランダ法廷で前進をみせていた八条二項b節に対する裁判所令にも拘らず、インドネシア為替管理制度を無視する態度にでたのである。概してヨーロッパの裁判所の国際為替管理制度に対する積極性は以前のオランダ－インドネシア間に存在した協力と同じく相互の經濟的、外國政策（公序）的利益の存在とその軌を一つにするものと認められが出来よう。

然し、オランダも最高裁により国際通貨基金協定八条二項b節の Interpretation の非常に狭い application や、その立場を明示していたが、何分にもその國際經濟環境が、インドネシアを植民地としていた時代と大して変わらず、いくらそれがオランダの公共政策（公序）に反すると主張してみても、その主張を受容する従前のような經濟基盤をなくし、戦後は急速に、外國為替管理制度との併存へと向ひてゆく。

とにかく八条二項b節の幅広い Interpretation から、その重心を移して行つた。

その点、ヨーロッパにおいても、英國法廷の場合は、八条二項b節の適用について、まず、「為替契約」の定義でヨーロッパ大陸と、聊か異なる立場を採つた。Sharif ケースでは、「為替契約」とは彼等の当面の目的として、何時もは一つの貨

敵を他の国のそれと交換する、支払の国際的媒介性を持つ契約であると主張し、その意味でヨーロッパ大陸と較べ、幅の狭い母體的見解を採用してゐる。

② Interpretation とは証券や権利取引を含む契約を除外してゐるやである。まだこれがの決定を行なう貴族院で Denning 裁判官が「為替契約」も「1つの國の通貨を他の國のそれと交換する契約だ」ふたつに分類。更に八条11項の節では、第一次大戦後数個の國で取れた損害を賠のあたりにして、第一次大戦後の通貨の壊滅的破綻の時を除く、それがの外側の状態から防ぐべきやうのやうであるとした。

英國は、それなりにヨーロッパ大陸の相反する、ふたつに分類した母體折衷策を貴族院を通して裁判をめぐらすので見てよ。

- (1) Mojen, Widow, 51 R. C. D. I. P. 67, 89 J. Droit Int'l 719, 47 I. L. R. 46. (国際貨幣協力を促進せよ)
- (2) Terruzzi, (1976) 2 W. L. R. 418, (1976) 1 All E. R. 817.
- (3) Lessinger と一々 22 I. L. R. 725 や国際裁判所はオーベルマー為替管理法を承認した。
- (4) Clearing Dollars と一々 22 I. L. R. 730 や国際裁判所はマニキー為替管理令を承認。
- (5) ニューヨーク最高裁判所、オランダの規制を承認。
- (6) Mojen, 51 R. C. D. I. P. と一々 67, 89 J. Droit Int'l, 719, 47 I. L. R. 46 やオランダ裁判所はオランダの為替管理規制の効果を承認した。
- (7) Heynen-Bintner と一々 22 I. L. R. 727 や、ルクセンブルグはオランダの為替管理規制の効果を承認した。
- (8) Cour de Cassation と一々 (Mar. 7 1972) 53 R. C. D. I. P. 486 (1974).
- (9) Lessinger と一々 国際裁判所はオーベルマー為替管理規制をマニキーの公共政策(公序)と定め、不快なものではないとする旨を発見した。マニキーは類似した規制を法制化し、やがては他の多数の国際通貨基金協定加盟国が、為替管理制度の使用を認められる制限を法制化してゐる。(22 I. L. R. S. 1727)
- (10) Jun. 25, 1959, オランダ Maastricht 国際 (1959) N. J. 290, 30 I. L. R. 423.

- (7) Apr. 17, 1964, Hoge Raad der Nederlanden, (1966) 13 Nederlands Tidsschrift voor Internationaal Recht 58, 40 I. L. R. 7.
- (8) Indonesian Corp., 40 I. L. R. p. 15.
- (9) Sharif, [1966] 3 W. L. R. 1285, [1961] 3 All E. R. 785.
Diplock L. J., 裁判事は英法どがたゞべ条11項の範の効果どうじに国際通貨基金協定が契約のガヴァンもしなしバキスタン為替規制法の専任を要求しなどのがたど、のケーブで正規に英國私法のルールを適用する問題は惹起しなかつたといふ。
- (10) Terruzzi, [1976] 2 W. L. R. p. 424, [1976] 1 All E. R. p. 822.

五 ニューヨーク裁判所における八条11項の節くの対応

多くの分野で英米法が併行的に発展して行った結果、ニューヨークの法廷に、英國の法廷と全く似たやり方で八条11項b節での適用を期待するのは無理からぬことである。大西洋の両側にある各裁判所は為替管理のケースで各自、お互⁽¹⁾の判決を自由に引用しながらして来て居るのが実情。⁽²⁾然し乍らニューヨーク裁判所は國際商法の関連本体として発展して来たものや、然めアメリカ連邦が国際通貨基金協定の最初の署名国だった關係もありて、彼等の判決で国際通貨基金協定⁽³⁾ Interpretation や區々へ、八条11項の範の法人格を付与するにば甚だしへロードあいたるもの。廿七年 Peru v. Bohemian Discount Bank in Liquidation ケースはニューヨーク裁判所の為替管理法の研究ケースの初期の例解となりてゐる。とにかく控訴院は一九五三年その地の法廷の公共政策(公序)の上から為替管理法は無視出来ないとを認めた。然し乍ら裁判所は国際通貨基金協定に於ける共通の加盟会員国との單なる事実の上に立ったの結論に立脚し、例えそれが適用されても八条11項の範にまでは言及しなかつたのである。尚その上に裁判所は国際通貨基金協定の Interpretation を無視し、外國の為替管理法の適用可能性を発見しようとして法廷地の法選択原則に依存するよくなつてゐ

く。何故ない裁判所は、その法律行為は為替契約の定義の中に定着し包含されでるかどうかを考慮する必要を発見出来なかつたと言つただそれだけの理由で八条一項b節の適用を無視したのである。

八条一項b節を明確に考慮したとされる最初のニューヨークケースでも、ニューヨーク控訴院は、たゞ、その示された位置づけをカヴァーしようとする意志があるよう見えたが、最終的にはその規定を適用しようとしなかったのである。*Southwestern Shipping Corp. v. National City Bank of New York* のケースでは、イタリア企業体のGarmoja社がアメリカの輸出仲買人会社のSouthwestern社から油酸を111万71111ドルで11100ルバ、買う注文をした。Garmoja社は、その時持つ111ドルで支払う輸入業者のライサンスを得ていなかつた。Garmojaはその代りに、別のイタリア企業体の企業体はクズモへの輸入の為にAnlyan社111ドルで支払うライサンスをめりてふだ)と調整し、イタリア銀行であるCredito Lombardo社のCorti勘定で3万71111ドル相当のコトを預金した。Credito社はSouthwestern社11ドルを譲渡するAnlyan社受け取りの小切手を振り玉やつとしてCitibankへそのドル種別類の預金を送金しめられた。Anlyan社は譲渡証を作成し、Southwestern社はCitibank社はそれをSouthwestern社へ支払うことを約束した。その後Garmoja社は、Corti社の預金勘定でCredito社11111一万リラを支払つた。イタリア為替管理局は電信で、Anlyan社へ支払つたのとの指名せよど、Anlyan社へCitiBankへ3万71111ドルを転送した。そゝどCitibank社は約束にしたがいSouthwestern社のヤツとしてAnlyan社にそれを支払つた。しかしAnlyan社からの資金を持ち逃げしたのである。Citibank社はSouthwestern社への弁償を拒否し、そゝどSouthwestern社が裁判を持ち込んだのである。

公判で裁判所は八条一項b節の基本的考え方立つ、Garmoja社とCorti社との間の協定が発効するかを拒否し、更に彼等はイタリア為替管理法が侵害されたとの根拠に立ちAnlyan社によるSouthwestern社への譲渡に強制力を持つ。

たれる」とも拒否した。上訴部裁判所でも後程確定された。ところがニューヨーク控訴院は、その判決を破棄し、Southwestern 社に判決を下した。それは「調整の進展を進める為の媒介代理店の単なる預金」として Southwestern 社へ三万七千ドルを支払う行為をする」と、非合法な Garmoja-Corti 契約及び Citibank の負担から Anlyan 社への譲渡に奉仕したりとなる。裁判所は「おもに最初の最初に出現するイタリアの当事者と Southwestern 社との間のものとして、違法契約として発効もやむを得ない以上は、その契約に効力を持たせねば出来得ないと指摘した。然も裁判所は「Bretton Woods 協定に関する限り、我々は、」の法律行為を保持しようとしてそれが如何に原告の権利に影響を与えるかという点を判断する」とは不可能である」と発言している。かくして、裁判所は、国際通貨基金協定の田的内とみえる法律行為に対しても、八条二項 b 節を適用する」とを拒否した。

裁判所は、例え、サボテンの段階が Garmoja & Corti の両社に共通の目的を伴なつた單一取り決めの役割りを担われていったとしても、一緒にになって種々の契約上の効力遡及の関係に効力を持たせる」とには、それが United City Merchants に於ける貴族院のよくなものではないとして、あまり積極的でなかつたことは事実である。全体としてその契約は、まあとにかく断片的なものではなく、たしかにイタリア為替管理当局から輸入業者としてのライセンスが欠如していた Garmoja 社の利益の為に Southwestern 社からのドルを得ようと意図したものであった。これまたしがに為替管理法上の契約のように見えはする。然し乍ら裁判所は、その前に当事者の効力遡及関係についてその分析を厳重に行ない、たゞえイタリア為替管理法の侵害を招いてもその契約に効力を持たせる」としたのである。

ニューヨーク控訴院は更に、「国際為替契約」の定義を通じ、八条二項 b 節の適用範囲を狭め、伝統的国際私法を用い、J. Zeevi & Sons, Ltd. v. Grindlays Bank (Uganda) ケースを分析した。又イスラエル法人である Hiram Zeevi 会社（ウガンダ）法人が被却 Grindlays Bank など三〇〇万ケガンダ・シリングを預金した。この預金の謝礼として Grindlays 社は、

総額四〇万六八四六ドル八〇セントを原告 J. Zeevi & Sons 社に支払う為、取り消し不能の預金貸し信用状を発行している。その預金貸し信用状はニューヨークにある、バンカム没落後世界一の座にある、いわゆるファースト・ナショナル・シティーバンク (Citibank) からの賠償を要求出来る銀行間直接交渉でオーソライズされたものであった。申し立てによれば、当事者間の法律行為の全体としての目的はウガンダからニューヨークへ資金を送り込むことであった」。

ウガンダの銀行は、ウガンダの為替管理法の下に財務相の権限で行動しつゝ、Grindlays 社に対しイスラエルの会社に支払う為替配分金とシティバンクのものとは破棄されるべきであり、それにしたがつて、預金貸し信用状による為替支払いは出来ないと指示したこと公に告示している。直接交渉銀行が、Citibank からの支払いを模索している時、Citibank は、その案を返戻し、支払わなかつた。Zeevi 社はハノード Citibank は預金してくる Grindlays 社の資金の差し押さえ命令を求める訴訟を開始した。

被告は、八条二項 b 節の適用に関する合一化を求める二つの論争を展開した。Grindlays 社は、まず手始めに訴訟の争点となる法律行為をガヴァンするウガンダ法について議論し、然る後に原告の最初の申し立ての却下を求めた。第二に、被告は、ウガンダの為替管理規制を侵害する預金貸し信用状の下での支払いを主張し、それ故に、契約は八条二項 b 節の下では効力を發揮し得ないと信じ張つた。

ニューヨーク控訴院は法の選択の法理の下で、ニューヨーク法は法律行為をガヴァン出来ると判決した。裁判所は「うして、「行政法上の権益関係」テストに訴えて、「世界の財政的資本 (financial capital of the world)」として、ニューヨークで支払い得る預金貸し信用状の下に決定権を持ち、その国自身の法律で適用出来る最上の権益関係を保持したのである。」の権益関係は、彼等の権利がその証書の下に是非とも守らるべきだとする当事者達の期待により更に支持されるようになつた。裁判所は次に、もし、法の選択の法理の原則が、ウガンダ法がガヴァンするに指示しても、法廷ばかりで

はニューヨークの公共政策（公序）にむじむとして、ウガンダ法を承認しようとしないと判決してゐる。

法の選択ルールの効果と更に法廷の公共政策（公序）を伴なうウガンダの為替管理規制の矛盾のない堅実さを考慮しただけで、裁判所は八条二項 b 節の下での被告の論争を出訴裁判所に記載している。裁判所は、この主張にケリをつけたる為に、二つの短かい文章にし、「国際通貨基金協定は、（我々が）幅広い考え方で読む場合で、前述の預金貸し信用状なるものが為替管理契約でないが故に、その範囲内で信用状を持ち込むことにも失敗してゐる」と陳述しているのである。裁判所は、よく初期のケースでこの結論を弁護し『この法廷は、八条二項 b 節の Interpretation に不快感を示し、』これは「その項目の本文に対するかなりの侵害をなしたるものとして如何なる加盟国の為替管理手段にも影響を及ぼすあらゆる契約を一掃するものである」との単なる指摘しながら少なからぬ分析を施していく。裁判所は、預金貸し信用状によって示される法律行為が、たとえアメリカ合衆国ドルに対するウガンダ通貨の為替交換を間接目的としたものであったとしても、この決定を施している点である。

ニューヨーク南部地区管轄連邦区裁は、また *Libra Bank Ltd, v. Banco Nacional de Costa Rica* ケースの弁護で八条二項 b 節を却下しているが、然し Zeevi ケースの時よりは、より精密な分析をしてゐる。*Libra Bank* ケースに於ける原告は途方もない元金、それは利子も含め、Costa Rica 銀行によって完全に所有されるべき被却回り一大銀行によつてなされた四〇〇〇万ドルのローンの彼等の配当金を回復せよとする訴訟を起こした。被告は、そのローンは多国間国際代理店に保証されて始めて借りられる国際間の借金の再支払いのみを規定する Costa Rica 中央銀行によつて認められた決議の故にそのローンの再支払いは出来ないと主張した。ここで区裁は即決判決に対する原告の申し立てを許可した。被告は八条二項 b 節を基礎としてその申し立てを再議論する」と訴えたが然し裁判所は、いくらかの理由をあげ、その申し立てを拒否した。

この場合例え最初の意見ではあつたにしても、裁判所は、彼等がアメリカ合衆国の公共政策（公序）に反したとして Costa Rica 衡平法裁判所の判決に対し効果を与えることを拒否したのであり、それは尚八条二項 b 節の下での為替管理規制の可能な承認を分析したものと云ふよう。裁判所はまやかの規定は「為替管理契約」に対してのみ適用されんことを認めたものであり、そしてそれから狭いが、その用語の幅広い Interpretation を認めたものである。区裁は、この場に、新天地を開拓し、この規定の詳細な分析を行なうよりむしろ幅広い解釈を採用するよりも拒否した Zeevi ケースや、他のそれでなれどよろしく、単に結論的な意見を逐語訳で繰り返し返答しただけなのである。⁽⁷⁾

加えて区裁は八条二項 b 節の用語を手短かに分析しているが、然しその規定や国際通貨基金協定⁽⁸⁾の目的に關しては何の論及もしていない。

裁判所が言及しているのは、

その規定と云ふは現代風に記述せられておつ……「為替管理契約」の幅広い Interpretation と本文の項田を離れていた（33 C. J. S. Ib (1942) (用語の変更は……ロー……からの区別し得る) 参照……まだ Ballentine's Law Dictionary 参照（為替を「一つの国の貨幣を他の国の貨幣に交換する」と定義）参考）

裁判所は訴訟の争点で法廷により直接的に述べられていぬ點を提議された為替契約の Interpretation からかに離れた解釈を施すことを拒む。裁判所は、アメリカ合衆国の通貨を借りよとする契約、それはアメリカ合衆国の通貨での再払い戻しを求めるものと解釈したものだ、然もとの再払い戻しの場所と云ふマークを指定するのであるが、それは八条二項 b 節の意味内で為替契約ではないと云ふのである。その故に「ノン・ハ・ウッズ協定」のケースには適用し得ない。⁽⁹⁾

区裁は *Israel Commodity* ケースや、ニューヨーク控訴院により最初に八条二項 b 節に対し言語学的な分析を超克して適用し失敗した例になる。それのみが、何故に「為替契約」の狭い Interpretation を採用すべきかについて如何なる政策理由も与えなかつた。

Libra 銀行ケースで、裁判所によつて裏書きされた幅の狭い意見によれば、国際的ローン（借入金）は為替契約ではない。区裁は、そのローンはアメリカ合衆国のダラーと同じ通貨で作られ、再び払い戻されるべきだつたと強調していく。一方、これは、このローンが為替契約ではなかつたことを結論づけるたしかな根拠であつたかも知れないし、かかる結論はもし再払い戻しの通貨が貸し出された通貨と異なつてゐる場合、何か気まずいものになつてしまつ」と請け合ひである。裁判所は、このローンの調整と外の国の通貨の為替契約間の、とりわけ、もしその契約が将来の為替であつた場合、理性的な差別を作る」とは、現実にはとても出来得ないであろう。⁽¹⁰⁾ Libra Bank 法廷の狭い見解の支持のメリットがどうであつても、それはニューヨーク法廷の八条二項 b 節への極端な、厳しい接近を確認することになる。

ヨーロッパ大陸法廷の、国際通貨基金協定八条二項 b 節に対する幅広い Interpretation に対し、英國貴族院 (House of Lords) の幅の狭い中間的 Interpretation に較べ、アメリカ連邦のそれは、その象徴的存在であるニューヨーク法廷で、非常に幅の狭い、むしろその条項を無視する態度に現れたのは何故であろうか。

勿論これを一概には片付け得ないとしても、その背景には、国際通貨基金協定の Leading State も、最初の署名國もアメリカ連邦であるとの自負があつたことは否めないであろう。そうして、債務なくして、アメリカの公共政策（公序）に反する一切の為替契約を認めないとの判決の多発する筈がない。ドルに代わる為替契約は「行政法上の権益関係」に照らし、全く自由に法の選択の法理だけで決定できるとするもの。然しこれとて、最近ダラーと国際ローンの二分化関係にみられる

よのど、やのま、御園は穀物輸出でまだ少しも、それがレムルの何か八条11項の権のところ Interpretation の方面
く、ある程度近づいてかかるかねばならぬかながかる。やのやれりとなし」と、ヨーロッパ、カナダは米連邦が今まや
のやつた中野の政事本部の役田を取たやがてたる田が来るに、それが賃とみえて、これがいいやね。

- (1) Terruzzi, [1976] 2 W. L. R. P. 428, [1976] 1 All E. R. p. 826(Banco do Brazil, S. A. v. A. C. Israel Commodity Co., 12 N. Y. 2d 371, 190.)
- (2) Perutz, 304 N. Y. p. 537, N. E. 2d p. 7-8
- (3) Southwestern shipping, 6 N. Y. 2d p. 457-9.
- (4) Gold, J., op. cit., (1962), p. 107-8.
- (5) カナダのカナダ商業規制法 158章(1)ヤ(1)(大同改正)
- (6) Idm, p. 229, 333 N. E. 2d p. 174, 371.
- (7) Libra Bank, 570 F. supplement p. 897-9.
- (8) Idm. p. 899-90. Libra 銀行裁判の分析 Zeevi v. Israel Commodity のやぶと訴訟したやうだ。
- (9) Libra Bank, 570 F. Supplement p. 900
- (10) Gold, J., (1984) op. cit., p. 192

六 ヨーロッパの外国為替管理規制法の取り扱い ——経済的、政治的ヤンターミナルの優越性——

ヨーロッパの裁判所は国際通貨協定の「一貫して田代わる国際通貨基金協定の重要性を認識して来てこらが、ヨーロッパ
ク裁判所は国際貿易を促進するため国際通貨基金協定の最終ホールドの圧倒的な優先権を表明して来てこら。ヨーロッパ
は Zeeri 裁判所のホームページのあらわせた原則であるが、八条11項の適用性に関する議論など、殆んど
外国為替管理のヨーロッパと国際通貨基金協定加盟国的一般的義務(1) (大臣)

受け付けていないのが現状。ニューヨーク控訴院はもし八条二項⁽¹⁾が適用されても裁判確定による、その分析を開始しなかつた。その代りとして法の選択の法理の原則によるその法律行為の分析をしている。裁判所は、ニューヨークを「世界の財政の首府」としての位置づけで当然だとし、ニューヨークに於いて支払い得る預金貸し信用状の下での裁判の確定に対する自國自身の法の適用で巨大な権益を持つものと判決している。⁽²⁾この把握はニューヨーク裁判所にとっての主たる考慮として知られている。即ち世界的規模での財政センターとしてのニューヨークの卓越性や、国際貿易の成長に基礎をおく優越性の保持である。此のゴールの到達点は八条二項b節の極端に狭い Interpretation を要請する。

ハ)のニューヨーク研究も、八条二項b節⁽³⁾の適用では決して訪れないとの立場で大いに議論されたといふのもあるが、契約の Interpretation の相対的確実性を規定する有利性を持つてゐるのも事実。この保証された Interpretation の確実性で傑出した財政センターとしてのニューヨークの地位を保全することができるるのである。卓越した国際的銀行や商業のセンターとしてのニューヨークの地位を当てにして、当時国は、屢々ニューヨーク法廷との関係があつてもなくともニューヨーク法を彼等の国際的商業法律行為をガヴァンするものとして選択する。当事国はニューヨークを厳正にして、堅実な且老練な商法の本体として中立的な行政を行なうその地の法廷裁判所とみたててゐるのである。ニューヨークは、国際条約で、ニューヨークの諸規定によつくりと寛大な効果を与えることにより、卓越した財政センターとしての役割りの当て物（枕木の下に敷く）とする」との出来る都會なのである。

たとえ Zeevi ケースで、法の選択の文節が存在しなかつたとしても、裁判所は基本的にはニューヨークで惹起した法律行為の原因及びニューヨーク法が適用されたことを発見する」とにより、同じ結果に達する」ことが出来るのである。裁判所はこれで預金貸し信用状の法的有効性を維持することが出来るのであり、かくして商業上の当事者は、彼等の権利は外国政府の法律行為によつては崩壊させられるものではないと恤らんことを確認する。ハ)ハ) Zeevi 法廷が八条二項b節の

下では預金貸し信用状を発効させ得られないと述べるとを発見して、いたらニヨーヨークの裁判所におけるいわゆる契約書の確実性が間違なく浸食され始めていたことであらう。何故なら財政的法律行為をする当事者達は為替管理規制の変更からの孤立を欲し、ニヨーヨーク法を適用せんとする Zeevi 法廷の為に、経済商業センターとしてのニヨーヨークの権益に奉仕しようとして、勢い、八条二項 b 節を無視してしまつてゐる。

区裁は又 Libra Bank ケースで契約の確実性を保護していく。ニヨーヨークの諸銀行は一様に、外国人のニヨーヨーク銀行からの金貸り者はニヨーヨーク裁判所の法管轄権とニヨーヨーク法適用について同意すべし」と主張し、いわゆる方法が、相対的に予言的な Interpretation や発効を結果もやむを得ないと説明していく。Libra Bank ケースにおけるローン契約はこれらの規定を包含している。ローンなる用語は法律用語ではないが、然しニヨーヨークのそれが彼等の Interpretation による影響を及ぼしてくるとの仮定の上に立脚しているのである。この仮定の承諾により、裁判所は銀行が外国に実在のままローンを組む時に直面するリスクをより正確に予報をすねりを許可していく。

区裁にローン契約の実施の後に課される Costa Rica 為替管理規制に対し効果が与えられるとするが、銀行は、他国のが替管理規制で予測し得ない変化による脅威を感じるに至る」とはほぼ間違いのなじみである。例え Libra Bank が国内銀行を包含しているとしても、その預金の蒐集は外国主権免除法⁽¹⁵⁾ (Foreign Sovereign Immunities Act) によって制限されており、八条二項 b 節の幅広い読解でも、その資産に対する満足度を保証せねば付隨する個人の外国実在ローンにも影響する」とは必至である。一方、ニヨーヨークに於けるローン契約の Interpretation の確実性を保証するように規制する以上は、それは Costa Rica が為替制限に課したかも知れなかつたであらうかぐれの田標を何んでも十から切り取つてしまふことになる。かくして、ニヨーヨーク裁判所は国際通貨の協力と云う最終目標を犠牲にする契約の確実性を通じ国際取り引きを促進するといつても最終目標を支持していることになる。

ヨーローパが世界の財政センターである」とは地理政治学的観地からゐる程々立証されるとして、それを支えるものは依然としてそれが国際ローンの履代り機能を持つことからである。

然しこれが他國との為替契約も、どう相違するかについては意見のわかれむい。然しそれを支える上位は、あくまで米連邦の血縁性、世界性、地理的環境等にあることは論を俟たぬと想えよう。要するに、米連邦とはあまり世界の政治や宗教以外のナマクサムの手を止め限り、その経済的、軍事的、社会的中立性を充分に果たせる處それが連邦なのである。その為には米連邦の政治的構図が、かなりの比重で世界性を持つ、その運用に彈力性が伴なねばなるまい。

ただ、それに応え得るのは国際ローンの集中しかないであら。ただ問題は、これが「為替契約」と表裏するものなのが故に、その将来像、むかたり見透かしむべと思えてならない。

- (1) Williams, John S., *Idm*, p. 250.
 - (2) *Zeevi*, 37 N. Y. 2d p. 227, 333 N. E. 2d p. 172.
 - (3) Goet, Charles J. & Scott, Robert E., *Enforcing Promises: An Examination of Basis of Contract*, 89 Yale Law Journal 1261 (1980).
 - (4) *Zeevi*, 37 N. Y. 2d p. 226-8, 333 N. E. 2d p. 172-3, 371 N. Y. S. 2d p. 898-9.
 - (5) 一九七六年の外国主權免除法といふやう USC 118 級にてトライベキル。
- Kahale, George III & Vega, Matias A., *Immunity and jurisdiction: Toward a Uniform Body of Law in Actions Against Foreign State*, 18 Columbia Journal of Transnational Law. 211 (1979). 外に太麿御物の件が数多くある。

セカンド

国際清算銀行協定は一九四五年一一月二十七日、発効要件たる出資額の額総額の六五%を達成せよた十九ヶ国が署名し、且承認したハムが取扱、その創立総会は一九四六年三月八日から一八日まで、米国ハーリント州サンフランシスコで開催された。

に成長する。

又基金は同年一二月一九日、三一の加盟国通貨に対する平価を決定し、一九四七年三月一日よりその業務を開始した。加盟国の出資割り当て額は原則として五年ごとに再検討されるが、その中の圧巻は何んと言つても、一九七〇年一月よりスタートした、第三の貨幣と云われる SDR (特別引き出し権) の創設である。

日本は一九五二年八月一四日五一一番めの加盟国として**国際通貨基金協定**に参加した。そして、早速、一九五三年下半期にポンド不足に対処する為、四回に亘り総額四四三〇万ポンド (当時のレートで一億二千四百万米ドルに相当) を引き出したが、一九五五年一二月に完済、又一九五七年七月と八月に、二回に亘り一億一五〇〇万ドルを引き出したが、これも一九五八年中に完済している。この外一九六二年一月と一九六四年三月の二回に亘り、それぞれ三億五〇〇万ドルにのぼる期限一年間のスタンド・バイ取り決めを結んだが、その何れの場合も実際の引き出しは行なわれなかつた。問題は一九五三年五月一一日、**基金協定**との間に成立した円平価のスタートであり、一ドル＝三六〇円のレート設定である。

ところが、これが、一九七一年一一月のスミソニアン合意による米一ドルセントラル・レートを三〇八円へとする通告、更には一九七三年一月のフロートへの転移等々、円とマルクが、急速にドルやポンドに替わり、その主役を演じてゆく。

勿論、**通貨基金協定**は八条二項 b 節で加盟国の一般的義務として、通貨基金協定の承認なしに經常取り引きに関する為替制限を行なつてはならないとし、**国際通貨基金協定**こそが為替管理撤廃の協議機構となることを唱い上げてはいる。

然し圧倒的な特定国の国際收支や国内財政赤字の膨大化の前には、フロートシステムの採用は不可避となり、ある意味で、**国際通貨基金協定**の機能を骨抜き化させ、レートは相場圏の場での自主制にまかせざるを得なくなつてしまつた。

ここに説明する迄もなく、条約法の立場よりみて**国際通貨基金協定**とは国連憲章の経社理、五七条の専門機関一六個の一つを構成し、グローバル性、非政治・宗教性、加盟オープ⁽¹⁾ン性等の Legal Nature を持つ超多国間条約の一つである。

然し、国際通貨基金協定の二大機能（逆調収支国にクレジットを。為替相場の切り下げ競争防止を。為替管理撤廃を）ふむいて、その根本は変動相場制による機構の立て直し、しかないであらう。110ヶ国委員会や、蔵相、中央銀行総裁による先進国会議の設置などは所詮、焼け石に水である。

私は拙論の結語として、おやじりで一九一六年、スウェーデンの Cassel, Gustav (1866~1945) が Economic Journal を発表した購買力平価説 (Theorie der Kaufkraftparitäten, théorie de la partie des pouvoirs d'achat) の方向を今こや度見直し⁽²⁾、更にそれを一層現代風に焼か上げ、先進各国にかなり広く購買力ペースを設むれど、例へば、米ドルや、ドイツや日本の各階層別分布地で現行為替レート現地貨幣による生活を行なわせ、それらによる平衡的な自主制レートのガイドラインを国際通貨基金協定の中に盛り込ませる以外に、外の手ダテは一切ないようと思われてならない⁽³⁾。

日本としては、今までのような官庁主導型ではなく、例えば、東京で唯一の経済研を持った商大の経研あたりが経企庁のバックでかなり広汎に、米、独でそのポストを設置し、民間側からやる 1 つの Tentative Line が生ずる、国際通貨基金協定見直しの 1 里塚となるものと見てるのである。

- (1) 大西公熙、条約の本質⁽⁴⁾の法的性格⁽⁵⁾—ケーベ・スタディにみる超多国間条約の展開—(法政論叢 1 四四)
- (2) Cassel, G; Theoretische Sozialökonomie, 1918. (大野信三による訳ある) The World's Monetary Problems, 1921. (田村謙雄による紹介がある)

Money and Foreign Exchange after 1914 (1922). (井上義之による紹介及び訳がある)
Post-War Monetary Stabilization 1928.

- (3) 大西公熙、ケーベ・スタディにみる多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ……(訳) 大東法学第五号